

**教育基本法に謳う教育目標達成のために**

**学校教育法における専修学校の明確な位置づけ**

**学校教育法第1条に追加記述することについて(提案)**

平成 19 年 1 月 31 日

社団法人東京都専修学校各種学校協会

私立専門学校振興会特別委員会

## 専修学校を学校教育法第1条に追加記述することについて(提案)

### 教育基本法に謳う教育目標の達成のために

第165回国会(臨時会)において新たな教育基本法が成立、平成18年12月22日に公布、施行された。その第1章第2条第2項に初めて「職業」という表現がなされている。教育基本法の大前提となる「教育の目標」なかで明確に打ち出されたことは、職業教育機関に対して国からの大きな期待や要請が寄せられているものと真剣に受け止めている。

専修学校は昭和51年の制度発足以来、30年が経過したが、今日の専修学校の発展は当初の予想を大きく上回る進化を遂げている。特に専門学校の在校生は年間70万人に達し、大学に次ぐ高等教育機関とした地位を確立した。すでに900万人をこえる専修学校卒業生は、医療衛生分野・各種技術技能分野、サービス・ビジネス分野など地域社会を支える人材やITコンテンツ分野、アニメーション・ゲーム分野、ファッション分野など世界に日本文化を発信する人材として活躍している。また、今日の問題である若年不安定就労者(フリーター)やニートなどの対策とし、国の主要な政策である「若者自立・挑戦プラン」においてもその役割が期待されている。学校現場における職業観教育の重視が叫ばれて久しいが、問題はむしろ複雑化している。日本の将来を支える若者が、しっかりとした目的を持って生き生きと暮らす社会の実現には、生きる力を身につけた若者が自信を持って社会に巣立っていく環境が必要である。しかし文部科学省が学校教育法で職業教育機関を「第1条の学校とは」に含めていないことは残念である。小学、中学、高等学校段階における職業観教育を行う環境として早急な改善が望まれる。私たちは日本の職業教育機関をより魅力的に発展させるため、教育改革の一環として職業教育機関の要でもある専修学校振興を期待し、下記のように「学校教育法第1条に専修学校を追加記述する」という提案をする。

## 専修学校を学校教育法第1条に追加記述するための提案

1. 専修学校(すべての専門課程、高等課程、一般課程を含む)を1条の「学校とは」に追加記述する。
2. 専修学校設置基準は変更しない
3. 第2条の2を改正せず、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の102条規定を準用し、設置者は従来の学校法人以外にその他の法人、個人を段階的に含める
4. 私学振興助成法の対象拡大の議論とは分離する

## 改正案

### 第1章 総則(第1条～第16条)

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び専修学校とする。

第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条 に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

### 第2章 小学校(第17条～第34条)

### 第3章 中学校(第35条～第40条)

### 第4章 高等学校(第41条～第51条)

### 第4章の2 中等教育学校(第51条の2～第51条の10)

### 第5章 大学(第52条～第70条)

### 第5章の2 高等専門学校(第70条の2～第70条の10)

### 第6章 特殊教育(第71条～第76条)

### 第7章 幼稚園(第77条～第82条)

### 第7章の2 専修学校(第82条の2～第82条の11)

「第82の2 専修学校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものとする。」

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。」

### 第9章 雑則(第83条～第88条)

### 第10章 罰則(第89条～第92条)

### 附則(第93条～第110条)

**「専修学校を学校教育法の第1条に追加記述する」提案に関する 質疑応答****質問 1**

「専修学校を学校教育法の第1条に追加記述」を求める背景

**回答 1**

このたびの教育基本法の改正により、日本の教育は大きく変わろうとしています。教育基本法第2条「教育の目標」に、初めて「職業」が明確に打ち出されたことは、日本の教育の中心的な課題として確認され意義は極めて大きいものと思われます。これは社会的要請として、すべての発達段階における「職業観教育」の充実が求められたものです。しかしながらこれまでの専修学校は職業教育機関の中心的役割を担っているが、学校教育法の第1条の学種には列挙されていないため、正確な理解が促進されなかったことは残念なことです。今こそ専修学校を活用した職業観教育を推進するときでしょう。このたび、戦後最大といわれる教育改革の過程(教育基本法と関連法案の改正)における「専修学校の第1条追加記述」という学校教育法の改正は、これまでの状況を変える絶好の機会であると考えます。

**質問 2**

「専修学校を学校教育法の第1条に追加記述」の内容

**回答 2**

今回の提案は「専修学校の1条校化」ではなく「専修学校を学校教育法の第1条に追加記述する」というものです。学校教育法82条の2を変えずに、第1条の「学校とは」の規定に専修学校を加えることを骨子としています。現行の82条の2を廃止したり、他の学校規定(大学、高等専門学校、高等学校等)に加わるものでもなく、専修学校設置基準を変更するものでもありません。

**質問 3**

専修学校を学校教育法の第1条に追加記述することの意義は

### 回答 3

専修学校が学校教育法第1条の「学校とは」の規定に入っていないことは、厳密には学校として認められていないということであり、現状においては「その他の教育機関(学校教育に類する教育)」としての位置づけにすぎないと解釈できます。全国で78万余の在校生、これまでに延べ900万人を超える卒業生を有する人材として社会に輩出している教育機関に対して、これは正当な評価とはいえません。

制度発足30年を経過した現在も、多くの人々に対して専修学校の制度を説明するところからはじめなければならない状況には大きなハンディがあることを認めざるを得ません。専修学校の存在を学校教育法によって日本の教育体系にしっかり位置付けることは、きわめて大きな意義があると思います。

### 質問 4

「専修学校を学校教育法の第1条に追加記述」の効果

### 回答 4

高等学校、中学校の教員の中で専修学校について、正確に理解している人が少ないのは極めて残念なことです。生徒を担当して初めて制度に触れたといわれる人も多数おられます。若者の職業観が希薄だといわれている現在にあって、日本の教育制度に専修学校が明確に位置づけられることにより、教育現場での職業への理解が促進されるものと思われます。また、これから高等学校、中学校の教員をめざす学生にとっても、教職課程カリキュラムのなかで、専修学校制度をしっかりと学習する機会が設けられることとなり、広範な教育現場への普及啓発が期待されます。これまで、専修学校制度の理解のための莫大な時間と費用が投下されてきましたが、「追加記述」によるその経済的効果は計り知れないものと思われます。

### 質問 5

制度改正による新たな財政的な措置の必要は

#### 回答 5

学校教育法の1条に追加記述されることが、私学振興助成法の補助を義務化するものではありません。私立学校振興助成法では第4条(私立大学及び高等専門学校の経常費についての補助)、第9条(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)において、補助対象については、学種ごとにそれぞれ明記されています。よって経常費助成には別途助成法の改正が必要になります。このたびの「専修学校を学校教育法の第1条に追加記述」はを経常費助成を求めるものではなく、一切の財政的な措置を伴いません。また一部にある、私立学校振興助成法がネックとなって学校教育法の改正が難しいとの指摘も当たらないものと考えます。

#### 質問 6

専修学校が現行の1条に規定する他の学種と目的が重なるから追加記述できないとの指摘は

#### 回答 6

すでに学校教育法82条に規定されているのでその指摘は当たらないと思われま。加えてこのたびの教育基本法の改正により、現状で専修学校と境界線があいまいになっている大学、短期大学については、第7条(大学)「大学は学術を中心とする高い教養…」という学術研究の定義が確認がされており、明確に専修学校との区別がなされることになりました。よって「専修学校を学校教育法の第1条に追加記述する」ことへの障害にはならないものと考えます。

#### 質問 7

個人立校など学校法人以外の学校も1条校追加記述は可能ですか

#### 回答 7

学校教育法第2条の規定における解釈が課題といえるでしょう。現行法でも非学校法人の幼稚園のように例外的に102条規定により設置が認められています。しかも私学振興助成法附則第2条により非学校法人の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園には経常的経費助成がなされて

います。今回の改正の提案は経常費助成とは分離したものです。「専修学校を学校教育法の第1条に追加記述する」ことは十分可能な考え方であると思われます。また、経済特区という形はありますが、すでに株式会社立の1条校(大学、大学院、高等学校)が存在する現状は、特に留意すべき事態であると思われます。

#### 質問 8

1条に追加記述される課程は、専門課程・高等課程・一般課程の全てですか

#### 回答 8

現行の専修学校規定(82条の2)にある趣旨を変更することなく「1条に追加記述」することを目的とした提言ですから、現在の専門課程、高等課程、一般課程のいずれもを含むものと考えます。

#### 質問 9

複数の課程を設置している専修学校は、第1条と第82条の2にまたがるのでしょうか

#### 回答 9

大学も、高等学校をはじめ幼稚園も第1条での規定のほかに、それぞれ規定されています(大学は第52条、高等学校は第41条、幼稚園は第77条)。これは専修学校についても同様にあてはまると考えます。むしろ従来において第1条とそれぞれの規定の2つにまたがっていなかったことが問題といえるでしょう。

#### 質問 10

教育職員免許法の関連はどうなるのか

#### 回答 10

教育職員免許法は現状でも学校教育法第1条の「大学」、「高等専門学校」は、適応外となっています。よって現行の専修学校規定(82条の2)を変えずに、「1条に追加記述」することのみにより、適応を義務化されることにはならないと考えます。

## 質問 11

他の規定との整合性はどうなりますか

## 回答 11

専門士と大学編入資格、高等専修学校における大学入学資格付与指定、高度専門士と大学院入学資格などの一連の改正を受けて、幾多の法律上における学種間差別は解消されつつあります。また多くの公的資格の受験・取得要件も徐々に見直されています。しかしながら、専修学校制度についてよく理解されて条文化された関連法律上においては「学校とは、学校教育法の1条および82条校」等の表現が為されているものもありますが、残念ながら学校を一括して表現するケースにおいては「ここでいう学校とは、学校教育法上の第1条に規定する学校を言う」という表現にとどまっています。

あくまでも法律の解釈上では、一般名詞の「学校」という表現と学校教育法上に規定する学校との区別を表すものであり、82条の2の専修学校を除外するものであるとは思えません。しかし現状の「激甚災害法」「アスベスト関連法」「風俗営業法の除外規定」「旅館業法の除外規定」などは、法の運用上において専修学校が直接的には対象になっていません。「専修学校を学校教育法の第1条に追加記述する」ことによって、これらの問題は一挙に解決すると思われれます。

## 質問 12

専修学校設置基準は変更になるのですか

## 回答 12

専修学校設置基準は健全な学校設置、設置指導、学校運営を行うためのものであり、これまでも適時改正が行われてきました。しかし、専修学校を学校教育法の第1条に追加記述することだけで専修学校設置基準を改正する必要はないと考えます。

一部に、1条校になることは大学基準、高等学校基準に変更されるのではという指摘もありますが、実際には大学設置基準、高等学校設置基準、幼稚園設置基準など学種ごとに存在していま

す。現在の専門学校への社会的評価は専修学校のもつフレキシブルな教育制度に対するものであり、規制強化は社会的要請にも反すると思われます。したがって専修学校設置基準を他の学種の設置基準に照らして改正されなければならないとはいえません。

#### 質問 13

専門課程は文部科学省、高等課程・一般課程は都知事所轄となりますか

#### 回答 13

幼稚園、中学、高等学校等の例にもあるとおり、専修学校設置基準を変えない以上、現状どおりと考えます。

#### 質問 14

財務状況の公開、第三者評価の義務等、大学と同一の基準になりますか

#### 回答 14

情報公開と第三者評価を求める社会の流れは、専修学校も避けて通ることはできないと思われ  
ます。ただし、「第1条に追加記述する」ことが大学と同一と考えません。「高等教育機関の評価シ  
ステムの標準」が「大学標準」と同一になるとしたら、多くの異論が生じかねません。東京都の私立  
専門学校等評価研究機構の取り組みも「専修学校標準」を形成するための動きとして期待されて  
います。

## 学校教育法(現行)

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条 に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第1章 総則(第1条～第16条)

第2章 小学校(第17条～第34条)

第3章 中学校(第35条～第40条)

第4章 高等学校(第41条～第51条)

第4章の2 中等教育学校(第51条の2～第51条の10)

「第51条の2 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。」

第5章 大学(第52条～第70条)

第5章の2 高等専門学校(第70条の2～第70条の10)

「第70条の2 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」

第6章 特殊教育(第71条～第76条)

第7章 幼稚園(第77条～第82条)

第7章の2 専修学校(第82条の2～第82条の11)

「第82条の2 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。」

第8章 雑則(第83条～第88条)

第83条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第82条の2に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、これを各種学校とする。

2 第4条第1項、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条、第14条及び第34条の規定は、各種学校に、これを準用する。この場合において、第4条第1項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校にあつては都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道

府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第83条の2 専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。

2 高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

第9章 罰則(第89条～第92条)

附則(第93条～第110条)

第102条 私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない。

## 教育基本法(抜粋)

第1章 教育の目的及び理念

第1条(教育の目的)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条(教育の目標)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

4 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第3条(生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(以下略)

第7条(大学)

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

## 第8条(私立学校)

私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(以下略)

## 私立学校振興助成法(抜粋)

### 第4条〔私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助〕

国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(以下略)

### 第9条〔学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助〕

都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(以下略)

### 第16条〔準学校法人への準用〕

第3条、第10条及び第12条から第13条までの規定は、私立学校法第64条第4項の法人に準用する。

## 附則抄

### 第2条〔学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置〕

第3条、第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法第百二条第1項の規定により私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する者(以下「学校法人以外の私立の学校の設置者」という。)を含むものとする。

## 教育職員免許法(抜粋)

第2条 この法律で「教育職員」とは学校教育法第1条に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、及び講師をいう

(以下略)

第3条 教育職員はこの法律により授与する各相当の免許状を有するものでなければならない

(以下略)